

福島第二原子力発電所2号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年9月7日

東京電力㈱福島第二原子力発電所2号機（以下「当該機」という。）は、平成19年4月6日から平成19年9月上旬までの予定で原子炉を停止し、第17回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、原子炉再循環系配管の点検及び高周波誘導加熱応力改善法（IHSI）による応力腐食割れ対策、主蒸気逃がし安全弁及び主蒸気隔離弁の点検、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系配管の点検を実施するなど、トラブル再発防止の取組が進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。また、非常用炉心冷却系ストレーナ閉塞問題を踏まえ、圧力抑制室ストレーナを大容量のものに取り替えるなど、予防保全の取組が進められている。
- 一方、当該機の今定期事業者検査期間中において、圧力抑制室の塗装はく離作業における内壁けずれ等、依然として、ヒューマンエラーに起因する不適合も発生しており、ヒューマンエラーの発生の根本原因、背景等を十分分析検討し、類似トラブルの再発防止に努めていくことが求められる。
- 今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

○ また、7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、柏崎刈羽原子力発電所で様々なトラブルが発生するとともに、原子炉建屋で設計時に想定された地震動を超えた揺れが観測されるなど、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼が根底から揺るがされ、県民の不安が増大している。

これを踏まえた対応として、事業者は、「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について改善計画を策定し、化学消防車の配備などの取組みを進めているが、今回、想定外の事態が発生したことを踏まえ、総合的な耐震安全性確保・向上の取組みを一層強化するよう要請する。

○ 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。